

解約金条項使用差止請求訴訟 提訴のご報告

平成28年12月16日

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利法人佐賀消費者フォーラム

佐賀市開成 3-3-28 電話/FAX0952-37-9839

理事長 岩本 諭

担当弁護士 福島和代（検討委員会委員長）

弁護士法人はやて法律事務所 電話 0952-40-4005

佐賀消費者フォーラムは平成15年に設立し、平成28年2月に内閣総理大臣から適格消費者団体として全国で14番目の認定を受けた団体です。

適格消費者団体は、消費者被害の発生・拡大を防止するため、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について差止請求権を行使することが認められております。

この度、佐賀消費者フォーラムが佐賀地方裁判所に対し差止請求訴訟を提起し、受理されましたので、ご報告いたします。

1. 案件名 解約金条項使用差止請求事件	
2. 訴え提起等の相手方である事業者等の氏名又は名称： 株式会社 平安閣エヌピーオー互助会	
3. 事案の概要及び主な争点： ① 事案の概要： 互助会契約約款の中途解約金条項が事業者の平均的損害を上回る高額な違約金を徴収する内容であるため、消費者契約法9条1号、10条により無効、約款使用の差止を求めて訴訟提起。 ② 主な争点：約款の違約金条項が消費者契約法9条1号、10条に反するか。 互助会契約を中途解約した場合に掛金から差引き徴収される手数料の金額が、消費者が負担すべき事業者の損害額といえるか。	
4. 訴え提起等の日： 2016年12月5日（月）	5. 係属裁判所（部）： 佐賀地方裁判所 民事部
6. 訴え提起等後の経緯及び結果： 第1回弁論期日 平成29年1月13日（金曜日）午前10時～	
7. 備考：	